

第1 目的

この要綱は、市民からの住宅修築相談に対応し、併せて市民の住宅環境の整備に寄与することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅修築相談 住宅の増築，改築，改装，修繕及び付帯工事並びに造園工事等に関する相談をいう。
- (2) 相談者 市内に住所を有する者で，住宅修築相談を希望するものをいう。
- (3) 登録団体 加盟団体で構成し，かつ，市内に事務所を置く団体で，住宅修築相談に対応するため，市長と協定を締結したものをいう。
- (4) 加盟団体 施工者で構成し，かつ，市内に事務所を置く団体で，登録団体に加入しているものをいう。
- (5) 施工者 市内に住所を有する建築施工業者で，加盟団体に加入しているものをいう。

第3 相談の受付及び処理

市長は，相談者から住宅修築相談を受けたときは，住宅修築相談受付票（第1号様式）により，登録団体に通知する。

- 2 登録団体は，市長から前項の通知を受けたときは，速やかに，加盟団体を選定しなければならない。
- 3 加盟団体は，登録団体から前項の選定を受けたときは，速やかに，施工者を指名しなければならない。
- 4 施工者は，加盟団体から指名を受けたときは，直ちに，相談者宅の訪問その他の方法により，住宅修築相談に対応しなければならない。

第4 報告

登録団体は，次の各号に掲げるときは，当該各号に定める報告書により，市長に報告しなければならない。

- (1) 施工者が決定したとき 住宅修築相談施工者決定報告書（第2号様式）
- (2) 住宅修築相談に関する業務が完了したとき 住宅修築相談完了報告書（第3号様式）

第5 登録団体の責務

登録団体は，住宅修築相談に係る工事の施工に当たっては，加盟団体及び施工者に対し，建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令を遵守させるとともに誠意をもって施工するよう指導しなければならない。

- 2 登録団体は，当該工事の施工に伴い，相談者及びその近隣住民等との間に紛糾が生じたときは，一切の責任をもってこれの解決に当たらなければならない。

附 則

この要綱は，昭和61年4月16日から施行する。

第1号様式

（第3関係）

第2号様式

（第4関係）

第3号様式

（第4関係）